

福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱</p> <p>1 目的 略</p> <p>2 福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第4条第1項第9号の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次に掲げる要件を満たすと認められるときは、同号の福祉用具専門相談員指定講習事業者（以下「指定講習事業者」という。）として指定する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。</p> <p>① 政令第4条第1項第9号の証明書の交付を受けた者について、厚生労働省令で定める名簿を作成し、及びこれを知事に送付すること。</p> <p>② 厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときに、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を知事に届け出ること。</p> <p>③ （1）の講習の実施に関して知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。</p> <p>3 指定申請手続等 ～ 8 指定等の公表 略</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成26年8月11日から施行する。 ただし、平成24年4月1日から平成26年8月11日の間に、受講生に対し修了証明書を発行した事業者については、第3条の2を第4条と読み替えるものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成26年9月18日に施行し、平成27年4月1日から適用する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1 この要綱は、平成29年1月5日から施行する。</u> <u>ただし、平成27年4月1日から平成29年1月5日の間に、受講生に対し修了証明書を発行した事業者については、第4条第1項第10号を第4条第1項第9号と読み替えるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱</p> <p>1 目的 略</p> <p>2 福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第4条第1項第10号の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次に掲げる要件を満たすと認められるときは、同号の福祉用具専門相談員指定講習事業者（以下「指定講習事業者」という。）として指定する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。</p> <p>① 政令第4条第1項第10号の証明書の交付を受けた者について、厚生労働省令で定める名簿を作成し、及びこれを知事に送付すること。</p> <p>② 厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときに、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を知事に届け出ること。</p> <p>③ （1）の講習の実施に関して知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。</p> <p>3 指定申請手続等 ～ 8 指定等の公表 略</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成26年8月11日から施行する。 ただし、平成24年4月1日から平成26年8月11日の間に、受講生に対し修了証明書を発行した事業者については、第3条の2を第4条と読み替えるものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成26年9月18日に施行し、平成27年4月1日から適用する。</p>

別紙1

福祉用具専門相談員指定講習会基準

- 1 講習実施者に関する要件
- (1) 実施主体は法人（法人格を有しない団体であって、代表者又は管理人の定め等組織としての規約等を有するものを含む。）とする。
 - (2) 過去の実績等を勘案し、指定要綱の1の目的に合致した講習を適切に行うことができると認められること。
 - (3) 講習実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
 - (4) 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- 2 事業内容に関する要件
- (1) 受講対象者の募集については、指定後講習実施前に適切な期間において公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない（また、希望者には講習を公開し、見学等を実施すること。）。
 - (2) 講習が継続的に年1回以上、別紙2に定める講習課程の内容に従って開催されること。
 - (3) 講師が実際に講義を行う講習であること。
 - (4) 講師に関しては、次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 別紙4の要件を満たす適切な人材が確保されていること。
 - ② 一の講習について3名以上の講師で担当すること。
 - ③ 実習を担当する講師については、講師1名につき、受講者がおおむね50名を超えない程度の割合で担当すること。
 - ④ 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること。
 - (5) 別紙2に定める講習課程については、概ね5日程度で修了することとし、地域の実情等により5日程度で実施できない場合は、2か月以内の範囲内で修了することとする。ただし、これによることが困難な特別な事情があり、一の講習の課程としての継続性が維持できると認められるときはこの限りでない。
 - (6) 全科目の修了時に、別紙2に定める到達目標に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を評価すること。修了評価の実施方法については、筆記の方法により一時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。
また、到達目標に示す知識・技術等の修得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めること。
 - (7) 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。
 - ① 開講目的
 - ② 講習の名称
 - ③ 実施場所
 - ④ 講習期間
 - ⑤ 講習課程
 - ⑥ 講師氏名
 - ⑦ 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
 - ⑧ 年間の開講時期
 - ⑨ 受講手続き
 - ⑩ 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額
 - (8) 講習を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うものとする。
 - ① 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）**第4条第1項第1号から第8号**に定める一定の有資格者については、本講習を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所及び指定特定福祉用具販売事業所並びに指定介護予防福祉用具貸与事業所及び指定特定介護予防福祉用具販売事業所で勤務することが可能であること。
 - ② 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること。
 - ③ その他、講習会の内容に関する重要事項
 - (9) 講習への出席状況等講習受講者に関する状況を確実に把握すること。
 - (10) 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。
 - (11) 講習実施者は、受講申込受付時又は初回受講時において、次に掲げる公的証明書等により、受講者本人であることの確認を行うとともに、その原本もしくは写しを適切に保存すること。
 - ① 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票
 - ② 運転免許証
 - ③ 健康保険証
 - ④ 旅券
 - ⑤ 住民基本台帳カード
 - ⑥ 外国人登録証
 - ⑦ 年金手帳
 - ⑧ 運転免許証以外の国家資格を有するものについては、その免許証又は登録証等
- 3 その他の要件
- (1) 講習実施者は、事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。
 - (2) 講習の実施状況及び講習修了者に関する記録は永久保存すること。
 - (3) 講習実施者は、鳥取県から実地調査の求め又は（2）の記録の提示の指示若しくは照会があったときは、速やかに応じなければならない。

別紙1

福祉用具専門相談員指定講習会基準

- 1 講習実施者に関する要件
- (1) 実施主体は法人（法人格を有しない団体であって、代表者又は管理人の定め等組織としての規約等を有するものを含む。）とする。
 - (2) 過去の実績等を勘案し、指定要綱の1の目的に合致した講習を適切に行うことができると認められること。
 - (3) 講習実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
 - (4) 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- 2 事業内容に関する要件
- (1) 受講対象者の募集については、指定後講習実施前に適切な期間において公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない（また、希望者には講習を公開し、見学等を実施すること。）。
 - (2) 講習が継続的に年1回以上、別紙2に定める講習課程の内容に従って開催されること。
 - (3) 講師が実際に講義を行う講習であること。
 - (4) 講師に関しては、次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 別紙4の要件を満たす適切な人材が確保されていること。
 - ② 一の講習について3名以上の講師で担当すること。
 - ③ 実習を担当する講師については、講師1名につき、受講者がおおむね50名を超えない程度の割合で担当すること。
 - ④ 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること。
 - (5) 別紙2に定める講習課程については、概ね5日程度で修了することとし、地域の実情等により5日程度で実施できない場合は、2か月以内の範囲内で修了することとする。ただし、これによることが困難な特別な事情があり、一の講習の課程としての継続性が維持できると認められるときはこの限りでない。
 - (6) 全科目の修了時に、別紙2に定める到達目標に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を評価すること。修了評価の実施方法については、筆記の方法により一時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。
また、到達目標に示す知識・技術等の修得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めること。
 - (7) 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。
 - ① 開講目的
 - ② 講習の名称
 - ③ 実施場所
 - ④ 講習期間
 - ⑤ 講習課程
 - ⑥ 講師氏名
 - ⑦ 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
 - ⑧ 年間の開講時期
 - ⑨ 受講手続き
 - ⑩ 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額
 - (8) 講習を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うものとする。
 - ① 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）**第3条の2第1項**に定める一定の有資格者については、本講習を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所及び指定特定福祉用具販売事業所並びに指定介護予防福祉用具貸与事業所及び指定特定介護予防福祉用具販売事業所で勤務することが可能であること。
 - ② 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること。
 - ③ その他、講習会の内容に関する重要事項
 - (9) 講習への出席状況等講習受講者に関する状況を確実に把握すること。
 - (10) 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。
 - (11) 講習実施者は、受講申込受付時又は初回受講時において、次に掲げる公的証明書等により、受講者本人であることの確認を行うとともに、その原本もしくは写しを適切に保存すること。
 - ① 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票
 - ② 運転免許証
 - ③ 健康保険証
 - ④ 旅券
 - ⑤ 住民基本台帳カード
 - ⑥ 外国人登録証
 - ⑦ 年金手帳
 - ⑧ 運転免許証以外の国家資格を有するものについては、その免許証又は登録証等
- 3 その他の要件
- (1) 講習実施者は、事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。
 - (2) 講習の実施状況及び講習修了者に関する記録は永久保存すること。
 - (3) 講習実施者は、鳥取県から実地調査の求め又は（2）の記録の提示の指示若しくは照会があったときは、速やかに応じなければならない。

改正後

改正前

別紙2 略

別紙2 略

別紙3

別紙3

第 号

修 了 証 明 書

氏 名

年 月 日生

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項第9号に掲げる講習の課程を修了したことを証明する。

年 月 日

福祉用具専門相談員指定講習事業者名

第 号

修 了 証 明 書

氏 名

年 月 日生

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項第10号に掲げる講習の課程を修了したことを証明する。

年 月 日

福祉用具専門相談員指定講習事業者名

第 号

修了証明書（携帯用）

氏 名

年 月 日生

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項第9号に掲げる講習の課程を修了したことを証明する。

年 月 日

福祉用具専門相談員指定講習事業者名

第 号

修了証明書（携帯用）

氏 名

年 月 日生

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項第10号に掲げる講習の課程を修了したことを証明する。

年 月 日

福祉用具専門相談員指定講習事業者名

別紙4 略

別紙4 略

改正後

改正前

(様式1-1)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者名



福祉用具専門相談員指定講習事業者申請書

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項第9号の指定を受けるため、福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱の3の(1)及び(2)に基づき、関係書類を添付の上申請します。

記

- 1 講習の名称
- 2 講習の実施場所
- 3 事業開始予定年月日 年 月 日
- 4 講習担当者の連絡先

様式1-2 ～ 様式5 略

(様式1-1)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者名



福祉用具専門相談員指定講習事業者申請書

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項第10号の指定を受けるため、福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱の3の(1)及び(2)に基づき、関係書類を添付の上申請します。

記

- 1 講習の名称
- 2 講習の実施場所
- 3 事業開始予定年月日 年 月 日
- 4 講習担当者の連絡先

様式1-2 ～ 様式5 略